

第25回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年7月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 8 報告第 3 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
- 日程第 9 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 10 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 11 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 12 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 13 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 14 議案第 6 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 15 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第25回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年は7月に入って快晴の日はあまりなかったように思いますけれども、雨が少なく一番草の収穫作業はほとんどの方が終わったかなと思います。去年はまだ作業を行っていたように思います。今年につきましては、量、質はちょっと分かりませんが、十分ものがあつたのではと思いますし、生乳増産にも期待がもてます。

今回は第25回総会に委員皆さんの出席をいただきましてありがとうございます。また、農政部会の皆さんは部会後の総会となりますが、引き続きよろしく願いいたします。

さて、21日には参議院の選挙が行われましたが、全国の投票率が50%を割ったということで、何か盛り上がり欠けていたように思います。より一層の農業政策に期待したいと思います。

また、委員の皆さんもご承知のとおり、我々委員の任期につきましては、あと一年余りとなりましたけれども、今後の残された任期も町酪農発展のために農業委員会活動、特に担い手への農地の集積等にご尽力いただければと思います。

さて、今回は報告3件、議案6件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番谷口委員、5番白川俊明委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けません。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1の貸主は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、借主は同住所の〇〇〇〇氏で、農業用施設の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第3号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった

場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。

整理番号1は、茶内旭〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より令和元年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に嵯峨委員、白川英之委員、阿部委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後、〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇氏が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断する

ものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、

浜農委1-6号の願い出人は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇、願い出地は姉別緑栄〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、農業用施設の増設に伴う現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、百々委員、篠原委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-7号の願い出人は、貫人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏と貫人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で願い出地は姉別南〇〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、百々委員、篠原委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委1-6号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委1-7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委1-6号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委1-6号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委1-7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委1-7号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます

事 務 局 長

議案第2号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、

整理番号1は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別基線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇.〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和元年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「できる」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとして、平成28年3月8日開催の北海道農業会議総会で申し合わせを行っております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、新たに家畜ふん尿処理施設(バイオガス発電プラント)を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、谷口委員、百々委員、篠原委員により、〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室)

日程第12 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業

の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は6件の報告でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号5は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号6は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5、6の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、所有権移転1件、〇〇〇〇による買入1件、合計2件の農用地利用集積

計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の所有権を移転する者は、茶内旭〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2の権利を移転する者は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第14 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和元年7月12日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、8月23日、金曜日、午後1時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月23日、金曜日、午後1時からということによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、8月23日、金曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第25回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

4番 谷口 正明

浜中町農業委員会

5番 白川 俊明

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○ ○○○○○○○○	移転をす る者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に 適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕 作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてについて、効率的に利用して耕作 又は養畜の事業を行うことと認められ る。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号 に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合 は、地域の他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的・安定的に農業経営を行 うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人であ る場合は、その法人の業務を執行する役 員のうち1人以上の者がその法人の行 う耕作又は養畜の事業に常時従事す ると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受 人と譲渡人の全ての同意が得られてい る。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超 える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の 設定・移転をする場合であって、当該土 地の共有持分(所有権)のうち所有者で ある貸人の共有持分の同意が2分の1 を超えて得られる。		—	